

「岐阜県一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例（案）の概要」に対する県民意見募集（パブリック・コメント）結果について

【意見募集期間】 令和8年7月13日（月）から令和8年8月12日（水）まで
【意見募集結果】 1件のご意見をいただきました。

意見No.	ご意見	ご意見に対する県の考え方
1	「3 基準府令 > (2) 児童の権利擁護等」において、「入所する児童に対し、その意見又は意向を尊重した支援を行う体制を整備しなければならない」と定められていますが、本基準の実効性を高めるため、以下の追加・具体化を求めます。 【提案・改定内容】 条例本文または運用の基準において、以下の内容を具体的に規定してください。 1. 一時保護委託施設等に入所中の児童が、施設職員や児童相談所から独立した「外部の権利擁護員（チャイルド・アドボケイト）」へ意見や不安を自発的に相談・申し立てができる機会を保障すること。 2. 児童がアドボケイトや権利擁護機関と連絡を取るための通信の自由（手紙・電話・デジタル端末等の適切な利用機会）を不当に制限しないこと。 3. 意見を表明したことによって、児童がいかなる不利益や差別的取り扱いも受けない環境および体制を規定すること。 【提案の理由・根拠】 2024年に施行された改正児童福祉法においても児童の意見表明権の保障（意見聴取・アドボカシー制度）が強く求められています。また、国連児童権利条約第12条や近年の児童発達心理学・権利擁護研究においても、養育者や施設職員との間に構造的な権力勾配（力関係）が存在する環境下では、施設内部の職員のみによる意見聴取では児童の本音やSOSを拾い上げることが著しく困難であることが実証されています。県は本条例案の理由として「参酌すべき基準について県独自の特殊性がないため府令と同等とする」としていますが、参酌すべき基準（○）の枠組みを活用し、地方自治体として一步踏み込んだ「独立した権利擁護の保障」を条例上で明記することは、岐阜県における一時保護の質と安全性を著しく向上させるものです。子どもが安心して過ごし、意見を言える環境を確固たるものとするため、ぜひ本提案を反映した条例制定をお願いいたします。	県では、こどもの権利擁護に係る環境整備として、令和6年度から、保護される児童に対し、子どもの権利について記載した冊子「権利ノート」を配布する等の取組を行っています。また、児童福祉法の改正を受け、意見表明等支援事業として、令和6年度から、一時保護に入所する児童に対し、意見表明等支援員を派遣しているほか、令和7年度からは、一時保護委託施設を対象に同様の事業を実施するとともに、アドボケイト制度の周知と理解促進のため、支援者に対するアドボケイト研修会を実施しています。今後は、児童の権利擁護の実効性を高めるため、一時保護委託施設に対し、支援員をこれまで以上に派遣する等の取組を進めてまいります。